



地下鉄東西線・川内駅(左上)と国際センター駅(右下)

東北大学法学部同窓会 会報

第 43 号

東北大学法学部同窓会

〒980-8576

仙台市青葉区川内
 東北大学法学部内
 Tel・Fax 022-795-6181
 発行日 平成28年6月3日

印刷所
 株 廣 濟 堂



川内だより

会長 平田 武

昨年度に引き続き、今年度も法学部長・法学研究科長として同窓会長を務めさせていただいております。この間に同窓会の皆様より賜りましたご支援に心よりお礼申し上げますとともに、今年度も引き続きよろしくお願い申し上げます。

まず、学部・研究科の近況等について、教員スタッフの異動を中心に報告いたします。

平成二七年一〇月一日には、尾野嘉邦准教授（現代政治分析）が、一二月一日には、北島周作准教授（行政法）が、本年三月一日には嵩さやか准教授（社会保障法）が、それぞれ教授に昇進されました。また、二七年一〇月には、西岡晋教授（行政学）が金沢大学人間社会研究域法学系より着任されました。

他方で、本年三月には、犬塚元教授（西洋政治思想史）と清水真希子准教授（商法）が退職され、犬塚教授は法学部法学部に、清水准教授は大阪大学大学院法学研究科に、それぞれ移ら

れました。犬塚教授にはこの二年間、副研究科長として学部・研究科の運営に携わっていただきました。特にこの一年は、第二期中期目標・中期計画期間の最終年度に当たり、大部の評価書をまとめていただくなど、大変助けていただき、個人的にも深く感謝しております。また、金谷吉成准教授（法情報学）が任期満了で、法学研究科に置かれていた法政実務教育研究センター付きの講師に配置換えとなりました。

この間の実務家の先生方の異動に關しましては、公共政策大学院では、平成二七年七月に、奥村豪教授が公正取引委員会に、小森繁教授が環境省に、六戸邦久教授が総務省に、それぞれ帰任され、替わって、二七年八月から、荒井崇教授が総務省から、大熊一寛教授が厚生労働省から、白川泰之教授が環境省から赴任されました。法科大学院では、本年三月に派遣裁判官の阿閉政則教授が裁判所に戻られ、替わって、本年四月からは東京地方裁判所から本條裕教授が赴任されました。

助教に關しましては、佐俣紀仁助教(国際法)が東北医科薬科大学に、品川仁美助教(商法)が帝京大学に採用され、本年三月をもって退職しました。

昨年度は定年でお辞めになる先生がいっぱいいませんでした。今年度も同様です。法科大学院が設置されて以降、教員の流動性が高くなって、法学部の教員の年齢構成がやや歪になっており、五〇代後半以上の教員の数が少なくなった結果、このようになってきているようです。

平成二八年度入試における法学部の志願者数は、昨年度の三七九名から三六五名(A〇入試・私費外国人留学生入試を含む)へと微減しましたが、平成二六年度入試の三六二名は上回っており、下げ止まりしつつあるのではないかと考えられます。今年の入学生は一七四名で、そのうち女子学生が六四名(三七%)でした。昨年の入学生が一七一名で、女子学生がそのうちの四四名(二六%)でしたから、今年は特に女子学生の多かつたのが目立ちます。

昨年の一二月には地下鉄の東西線が開業し、川内駅が設けられたことから、学生の通学はとても便利になったように思います。入学試験でも、ここ数年の扇坂のバスやタクシーによる渋滞が嘘のように、スムーズに入試が実施されました。

最近の法学部の様子はホームページ(<http://www.law.tohoku.ac.jp/>)でご覧いただくことができます。カリキュラムもシラバスもご覧いただけます。ホームページは昨年リニューアルしましたので、ご関心がおありでしたら、是非ご覧下さい。



東北大学名誉教授 吉田正志 (S45年卒)

講演要録 明治初年の法学生

本稿は、平成27年4月7日、法学部新入生に対して行われたオリエンテーションにおける講演の要録です。

皆さんこんにちは。ご紹介いただきました吉田正志です。専門は日本法制史です。今日は、「明治初年の法学生」というテーマで、わが国が近代法を西欧から受け入れたとき、法学を勉強した学生はどんな状況だったのかをお話してみようと思います。皆さんはこれから法律学や政治学という、高校までの勉強と全く異なる勉強をするようになりますので大いに不安かもしれません。しかし、恐らく明治の初めに、それまで法律学などというものが全くない時代に生きた人達が、急にヨーロッパ法を勉強するという状況に直面したときに感じた不安や苦勞に比べると、皆さんはずっといい環境で学ぶことができるんだという自信をもってもらいたいと思います。その一助となればと思ってお話いたします。

皆さんこんにちは。ご紹介いたします。入学した頃の思い出を少し話すことから始めたいと思います。皆さんの入学式は富沢の仙台市の体育館で行われましたが、私の頃は川内の今「萩ホール」と呼ばれている建物の、改修前の施設で行われました。当時は「川内記念講堂」といって、東北大学が創立五〇周年を迎えたのを記念して建てられたものでした。

法学部の定員は一五〇名、その中で女性は三人でした。当時は女性が法律学を学ぶという雰囲気はまだ少なく、例年女性は二、五人ぐらいでした。今は三、四割くらい女性がおられますね。女性が法律学や政治学を勉強されるのは本当によいことだと思えます。それに、女性の方がよい成績をとっていました。今もその伝統が受け継がれていると思いますので、女性の皆さんはぜひ頑張ってくださいと思います。

当時の大学の制度を説明しますと、今は一年から四年までを通して全学教育と専門教育を並行して行っています。私たちの頃は、教養課程と専門課程の二つに分かれていました。最初教養課程に入ります。それを担当する教養部という部局がありました。そして三、四年になると専門課程になって法学部が担当することになります。その法学部のキャンパスは現在の片平キャンパスにありました。教養課程から専門課程に進むには、教養課程で一定の単位をしっかりとらないと進めませんでした。二年から三年に進むということは、飛び越えなければならぬ大きなハードルだったんですね。教養課程では、人文科学・自然科学・社会科学、それぞれ三科目くらいずつだったと思います。さらに語学二カ国語をとらねばなりません。語学は徹底してたたき込まれました。これらのことを見ると、教養課程には旧制高校の雰囲気がありましたね。

さて、教養課程を突破しますと片平の専門課程に行きます。そこで法律学と政治学の

さて、昨年の同窓会報でも少し触れましたが、法学研究科が抱えている課題に対応するために、法学研究科では将来構想検討委員会を立ち上げて研究科の改革に取り組みもうとしています。いくつかの改革構想がまとまりつつありますので、簡単にご紹介させていただきます。一つは、ダブル・ディグリーの教育課程の拡充です。法学研究科では、海外の提携大学・教育機関の大学院生を東北大学の大学院生としても受け入れ、英語で提出された論文に対して双方の大学が学位を授与する国際共同博士課程(クロス・ナショナル・ドクトラル・コース)を設けて、すでに七年間の実績をあげています。これまでに、五つの国・地域の八つの提携大学・教育機関から、四六名の学生を博士後期課程に受け入れて、二二名の学生に博士の学位を授与してきました(まだ課程在学中の学生が多くありますので、学位授与数をもっと増える予定です)。今後はこれを、博士前期課程にまで拡大して、国際共同博士前期課程(クロス・ナショナル・マスターズ・コース)を整備しようと計画しています。博士後期課程とは異なって、博士前期課程は、論文指導に限らず、演習などの授業科目を履修するいわゆるコースワークが必要とされますので、英語での授業を多く提供しなければなりません。もう一つは、法学部生のうちで海外に留学する学生を大学院の博士前期課程に受け入れることを奨励する教育プログラムの整備です。海外留学をする学生の多くは三年の後期から四年の前期にかけて留学しますが、この結果、就職活動のスタートに間に合わなくて、一年留年する学生が多いことに対して、成績の優秀な学生には三年

半で大学を早期卒業させ、大学院も一年半で修了してもらおうことで、同じ五年間でも、修士号まで取得してから社会に出てもらうというプログラムです。留学に対しては、J R 東日本からいたっている寄付金から奨学金を給付するので、このプログラムを「J R 東日本はやぶさプログラム」と呼んでいます。民間企業への就職を目的とする学生たちを大学院に迎えるので、従来の研究者養成のためのカリキュラムとは異なる、より実践指向のカリキュラムを開発しなければなりません。法科大学院も、公共政策大学院も、それぞれ熱心に改革構想を検討しています。こうした改革を、専門職大学院や研究大学院の定員規模の見直しと併せて実施していこうというのが、改革の構想の骨子となっています。

清水事務局長を初めとする事務局のご尽力と、常任理事会・理事会のご賛同を得まして、今年から同窓会の行事日程が大きく変わり、総会が一月から七月に移されます。昨年度は、全体の総会

教育を受けるのですが、この片平キャンパスが川内に移転したのが昭和四十八年です。

それまで川内南のキャンパスはどうなっていたかという、戦後米軍の高級将校の宿舎でしたが、返還された後に公務員宿舎に転用されて東北大の先生などが住んでおられました。やがて宿舎が取り払われて図書館と文系四学部が移ってきました。そのときから法学部の授業はすべて川内南キャンパスで行うことになったのです。

川内南に移転するとき、私は大学院生でしたから詳しいことはよく分かりませんが、あとからお聞きしますと、法学部としては図書館が一番近いところに研究棟を造りたかったということでした。法学部の先生は図書館を非常に大切に考えていたんですね。その希望どおり図書館の前に研究棟が建っております。かくして私も四十数年川内で過ごさせていただいたのですが、ご存じのとおり三・一一の大地震で建物が壊れて、

そのためにこのような新しい教室が建てられたわけです。皆さんは新しい教室を使う最初の年次の人となりますので、ぜひ頑張ってください。

さて、最初に確認したいのですが、高校時代に日本史をとらなかつた人、手を上げてみてください。ありがとうございます。今日は日本史を詳しく知らなくても十分理解できる話なので問題ありませんが、一年生の後期に日本近代史が坂本先生によって行われますので、ぜひそれを受けたいと思います。

○不平等条約の締結

ところで、我が国が江戸時代には鎖国をしていたことはご存じですね。(最近鎖国という言葉を使わずに海禁政策と呼んでいるようです。) その鎖国が欧米列強によって、いわば強制的に開国させられます。その段階で江戸幕府は諸外国といわゆる不平等条約を結んだのです。その中味は何かというと、一般的

には三つくらいあげられています。

- ① 領事裁判権を認めたこと
- ② 一方的な最惠国条項を設けたこと
- ③ 関税自主権を喪失したこと

当時外交を担当していた人は若くて非常に優秀な人達でした。非常に努力して交渉にあたっていたのです。

ところが米総領事ハリスは、彼らは領事裁判権については一切異を唱えなかつたといっています。実に驚いたといっているのです。我々の現在の感覚からしても、日本の領土内で罪を犯した人間は、日本の法律によって日本の裁判所で裁くというのが独立国の本来のあり方なのです。

ところが、領事裁判権というのは、日本国内で罪を犯した外国人を、外国の領事が外国の法律によって裁くというものなのです。これは明らかに問題のある条項なのです。それにもかかわらず日本の役人は、それに一切異を唱えなかつたのです。明らか

ていなかったといつてよいでしょう。

もちろん、当時は「国際法」という言葉すらありませんでした。中国で「万国公法」という言葉が使われはじめた程度でした。知らないのも、時代的には仕方がなかったといわざるをえないでしょう。

○近代法導入の必要性

それでは明治になってどうなったかといえますと、これらの条項は大変不平等なものであることを知るようになり、明治政府は条約改正交渉に力を入れます。その中で最も大切に考えたことは、我が国を近代法を持つ国家に作りあげることでした。つまり、西欧人が罪を犯したときに西欧と同じレベルの法によって裁けるようにしないといけない、そうでなければ領事裁判権は改正できないと思つたことでした。

それでは我が国の法律をどうやって西欧型にするか、人々は色々考えましたが、最もラディカルな案を提唱したのが、当時司法卿であった江藤

新平でした。

この人は、「今から日本人が独自の西欧型の法律を作るのは難しい。だからこの際フランスの五法をそのまま移入して、フランスと書いてあるところを帝国または日本と書き直してそのまま法律にしてはどうか」といったのです。

これに対して意見を述べた人がおりました、津田真道(まみち)という人ですが、その人がこういったと磯部四郎という法律家の回顧談に書いてあります。

「拙者は司法卿のご意見にはまず道理があると考える。(中略)しかしながらここに一つの疑問あり。ほかなし、仮に仏国の五法に何らの修正を加えずして、我が帝国にこれを実施するとしたところで、元来法律というものは独りで運用し行くものではない。この法律を運転する職工、しかも錬磨の積みたる職工が任用である。その職工はどこから採ってくるのであるか。たとえどんな立派な法律が布かれても、これを施行することに

ついて巧みなるところの判官がいなくてはいけないが、司法卿はどこからその判官をお連れなさるつもりであるか。承りおきたい。」

○法学校の設置

こうしたやりとりの中で、明治四年九月に司法省内に「明法寮」という役所がおかれ、翌年そこに法学校が設置されます。そして明治八年五月には、「明法寮」は廃止されて、学校は司法省直属となります。

当時の法律はどんなものか一例として刑法の条文を見てください。旧刑法(現行刑法の前の刑法で明治十五、四十一一年のもの・モデルは民法)から見てみます。

「第二条 法律に正条なき者

は何等の所為と雖も之を罰することを得ず。」

「第三条 法律は頒布以前に係る犯罪に及ぼすことを得ず。もし所犯頒布以前にありていまだ判決を経ざる者は、新旧の法を比照し、軽きに從いて処断す。」

第二条は我が国のみならず世界の近代法の大原則で、「罪刑法定主義」ですね。第三条は「遡及処罰の禁止」とか「刑法不遡及の原則」というものですね。こちらは「罪刑法定主義」から論理的に導かれるものではありませんが、これも極めて重要な原則です。旧刑法ではこの二つの原則を二条、三条に掲げましたが、ではそれまでの我が国の刑法はどうだったのでしょうか。

当時施行されていた法律は、「新律綱領」というものでした。明治三年の末に出来て十四年まで効力を持ちました。名例律三十九条と名例律四十条を見てみます。

「名例律第三十九条

およそ律令に該載し尽くさざる事理、もしくは罪を断ず

るに正条なき者は、他律を援引比附して、加うべきは加え、減すべきは減じ、罪名を定擬して上司に申し、議定まつて奏聞す。もしたやすく罪を断じ、出入りあることを致す者は、故失をもつて論ず。」

「名例律第四十条

およそ律は、頒降の日より始めとなす。もし所犯、頒降以前にある者もならびに新律によりて擬断し、旧律を援引することを得ず。」

三十九条の中心は前半部で「律令に載せることが出来なかつたことや条文がない事柄については、他の条文を引用して処罰してよい」ということを示しています。罪刑が法定されなくとも処罰してよいということ。四十条は、法律は遡及するということを明示しています。これが律令の原則でした。これがそれまで勉強していた法律だったのです。こうした法律を勉強した人々が裁判官になったのです。ヨーロッパ法は全く逆で

した。罪刑は法定されていない、法律は遡及

全寮制・給与支給(一カ月

一円五十銭)・食費無料

衣服 靴 文房具支給

つまり国家のお金で法律家を養成したのです。

○入学試験と授業

面白いのは、明治九年七月に入学試験を行ったのですが、問題は漢文だったことです。読み下しとか解釈とかが試験問題でした。一〇四名が合格しました。九月から授業が行われましたが、言葉はすべてフランス語だったので、答案もフランス語で書いたということです。一週間ごとに小試験、二学期制で学期末には大試験が行われ、相当苦しめられたようで、一定の基準に達しないと退学させられました。

予科の授業はどうかというと、大半がフランス語の勉強でして、その他は数学・歴史・地理・代数・博物ですが、四年間フランス語をみっちり仕込まれるんですね。四年後の明治十三年に本科に進むのですが、そのときの生徒数はわずか四十八名でした。半分以

下になっていたのです。

本科の教科は、経済学と基本的な法律学を学びますが、修了者は三十七名でした。フランス語での授業は大変きつかったようです。ですから人々はなんとか日本語で授業をできないものかと考えていたようです。日本が独立国家として成長していくためには、早く日本語で授業ができるようにしなければならぬとみんなが考えたのです。

○法律用語の日本語化

というわけで、法律学でも西欧の法律用語を日本語に翻訳する作業が行われました。なにしろ「権利」という言葉すらなかったのです。近代ヨーロッパ法は「権利の体系」として成立しています。江戸時代には権利という言葉はありませんでした。明治の初めには、RECHT・RIGHTは「権利」という言葉が使われたこともありました。

この他「会社」とか「警察」などなど。日本語に昔からあった言葉も利用されます。「憲法」もそうですが、も

の意味は両方とも「のり」、つまり上からの命令であつて

国家の基本法という意味合いは全くありません。それでも「憲法」という言葉を使いましたが、使い方としてどうでしょうか。翻訳語のよい例としては「手形」があります。これは江戸時代にすでにあった制度ですね。このように当時の人々は翻訳に大変苦労しました。

明治十四、五年になってようやく法律学や政治学の授業が日本語でできるようになったといわれています。

もちろん皆さんは日本語で授業が受けられるのですから、どうか明治初年の人々の苦労を思い浮かべて、頑張ろうという気になってもらえればありがたいと思います。

折角厳しい受験勉強を乗り越えてこられたのですから、これからは少しゆつくり遊ぼうと思っているかもしれないところに、今日の話はもっと勉強しなければいけないというのは、少しそぐわなかったかもしれません、やはり大

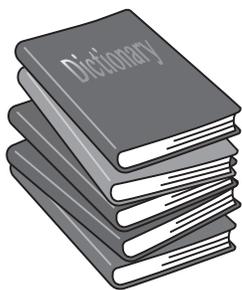
学生は勉強しないといけない

と思います。しかも、専門の勉強だけでなく、まさに教養、幅広い知識を身につけて人間性を培っていくことが大切だと思います。

その勉強の中には、友達をつくるとか、社会に目を向けるとか、様々な広い視野に立った勉強が必要だと思います。

今日の話がどれだけ役に立つかわかりませんが、皆さんがこれからの大学生活を有意義に過ごされるよう期待します。

以上で終わります。



連載 先生の研究紹介

「知的財産法制的変容と役割」

法学研究科教授

蘆 立 順 美
(平成8年卒)

私が専門とする知的財産法という分野は、発明や著作物といった知的成果物や、ロゴマークや営業秘密など、財産的価値を有する情報に関する利用のルールを定めた法律を研究対象としています。具体的には、特許法、著作権法、商標法、不正競争防止法等が含まれます。私が学生の頃は、

これらの法律については、無体財産法という講義名で開講されていましたが、現在は、知的財産法という名称を使用するのが一般的です。

知的財産という言葉が広く社会に認識されるようになったのは、2002年に、国家戦略の1つとして「知財立国」が打ち出された頃からではないかと思われます。2004

位置づけられていますが、地理的表示法は、国が農産品等の品質を保証することに主眼があり、地域と結びついた一定の特性を持つ農作物を認定し、いわばその品質に対して国がお墨付きを与えるものであり、その名称（地理的表示）は、当該地域の共有財産として活用されます。そのため、協同組合等の特定の団体が名称に関する権利を有するわけではなく、基準を満たさない農産物等に対して不正な表示を付す行為に対しては、行政（農林水産大臣）が取締り、措置を講じることとされています。

これに対して、地域団体商標は、商標権という独占権が事業者組合等の団体に付与されることになり、どのような品質に対して、どのような形で商標を使用するのかは、当該組合等が決定したルールに基づくこととなります。

また、著作権法においては、平成26年に制限規定等を新設する改正がなされ、平成27年

には、電子出版に対応するための出版権に関する改正が行われました。さらに、今後、環太平洋パートナーシップ（TPP）協定の大筋合意を受けて、著作権の存続期間の延長や、権利侵害に対する刑事罰の非親告罪化など、さらなる法改正が予定されています。

知的財産法の目的

情報の利用形態や市場の変化に応じた適切な保護を実現するために、適時の法改正が必要であることについては、異論はないものと思います。知的財産法に属する諸法の目的は、経済的価値を有する情報の保護それ自体にあるわけではなく、産業の発達や文化の発展に寄与することにあるとされています。

そうした目的の実現には、情報の適切な保護を図るとともに、作出された情報を有効に活用することや広く普及させること、そして、既存の創作物からさらに新たな創作物

漫画等のように、著作物をはじめとする情報は、国境を越えて流通するものであり、こうした情報財の保護と活用を促進することは、海外需要を獲得し、ひいては日本経済の発展と日本文化の発信にもつながると考えられたためです。

情報を経済財として捉える場合、市場の変化や新たな利用形態の出現により、情報の望ましい保護のあり方も見直しを迫られることになりました。実際に、知的財産法に属する諸法においては、法改正が頻繁に行われており、最近3年の間にも、様々な改正が行われています。

近年の主な法改正

まず、特許法の分野においては、平成27年改正により、共同開発等における権利取得の確実性を高めるために、企業において従業員が業務としてなした発明（いわゆる職務発明）に関する権利帰属の在り方が改められ、事前の契約

等によって、法人等が原始的に特許を受ける権利（特許出願権）を取得することが可能となりました。

商標法においては、平成26年改正において、商標権を取得できる商標の範囲が拡大され、従来登録が認められていなかった、音の商標や、動きの商標、ホログラム商標、色彩のみで構成される商標等についても、商標権を取得することが可能となっています。

従来、商標権を取得できたのは、文字や図形等といった視認できるもののみであり、また、図形や文字と結合していない単独の色彩そのものや、一連の動きを持って視認される商標については登録が認められていませんでしたが、企業や商品を認識させる手段として、こうした標識が多く活用されるようになったことに伴い、商標の範囲が拡大されたものです。すでに、音の商標や動きの商標については、いくつかの商標が登録を受け、商標権を取得しています。

また、商標法においては、平成17年の改正の際に、「地域団体商標」制度が新設され、地域名と商品名等を組み合わせさせた商標（例えば、仙台牛、雄勝硯など）についても、一定の要件のもとで商標登録することが認められましたが、地域団体商標と同様に、地域ブランドの保護や活用を促進することを目的として、平成26年6月に「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律」（以下、地理的表示法）

が新たに制定されました。同法は、農産物等について、地名と産品名を組み合わせた名称（地理的表示）に関し、品質、社会的評価その他の確立した特性が認められる場合に登録を認め、その名称の使用をコントロールすることを可能とするものです（登録例として、夕張メロン、神戸ビーフ等があります）。

上記のいずれの制度も、地域ブランドの保護や活用を促進することにより、地域経済の活性化を目的としたものと

を作出するための余地を適切に確保しておくことが不可欠です。そのため、情報の保護においては、他人の創作物を模倣したこと自体が非難されるべきではなく、どのような範囲・態様で、いかなる目的で、それが利用されたのかが問題とされます。知的財産法の各法の制度や概念の理解においては、こうした保護と利用のバランスをいかに設定すべきなのかということが大きな課題となっています。特に近時は、様々な要因により、従来の法制度が前提としていた状況が変化し、保護と利用のバランスについての均衡が変化することにより、多くの問題が生じています。

報の受け手として存在していません。そのため、私的使用の目的での複製や非営利で行う一定の無形的な利用等は原則として許されるものとし(著作権法30条等)、私的領域での利用行為については法は関与しないという制度が採用されてきました。また、一般人は、通常、自己の創作物や、既存の創作物を改変したものを世に出す手段を有していなかったため、職業として創作行為を行なう者を除き、権利者としての地位を認識することもほとんどなかったといえます。

しかし、デジタル技術やインターネット等の通信技術の普及により、誰でも簡単に情報を広く発信することが可能となりました。そのため、一般私人の個人的な行為であっても、権利者の利益を害する状況が生じ、こうした行為に禁止権を及ぼす必要性が認識され、そのための法改正も行われました。しかし、同時に、これらの技術は、情報へのア

クセスを簡便にし、個人が自分に適した方法で著作物を利用することや、自己の創作物や改変物について、簡単に社会に発信することを可能にしました。従来は情報の受け手であった個人が、創作や発信の主体、権利者としても存在することに、かつての公と私を軸とした著作物の保護が問われています。保護の拡大が要請される一方で、社会に発信される情報が多様化、

豊富化することは、著作権法の目的とも一致することも評価できるため、この問題に関する議論は、今後もますます活発になるものと思います。また、現行法では、事実上、プロの創作者を念頭に、創作行為のインセンティブの付与に資するよう制度設計がなされてきた部分が少なくありません。ところが、創作手段の多様化により、こうした創作者像とは異なる創作者も現れています。こうした事実、創作の促進を目的とする著作

権制度そのものを問い直す契機となり得るものです。さらには、個人が創作物を取得、保存する手法も多様化したことにより、そうした手段を提供する者の責任をどう考えるべきかという問題も生じています。古くは、ファイル共有ソフトの提供者の責任、最近では、海外で日本のTV番組を視聴できるサービス提供者や、いわゆる自炊代行業者の責任の問題などがその例です。このように、個人の私的領域での著作物の利用に過ぎないとして利用を許容すべきか、公的領域での利用として規制すべきかという問題は、様々な場面で顕在化していますが、従来の法改正は、基本的に、個別の問題への対応という形で実現されてきました。個別の問題に関する詳細な分析と検討が必要であることは確かですが、そもそも情報保護制度のあり方として排他的独占権という形式を採用することの弊害も様々な場

面で指摘されています。研究者には、各法の基本的理念の明確化と従来の基礎理論の妥当性の検討が求められています。



訂正

前号(第42号)での「丸山健さんとの出会いの幸せ」(13ページ)文末丸山健さんの逝去日について、本来四月九日と表示すべきところを九月九日と表示しましたが、これは全くの事務局的校正ミスでした。謹んでおわび申し上げます。

平成27年度卒業生に贈る



法科大学院部会長・弁護士 伊藤 佑紀 (平成16年卒)

皆様、本日は、東北大学法学部のご卒業、そして法学研究科及び大学院のご修了、誠にありがとうございます。

私は、仙台弁護士会所属の弁護士伊藤佑紀と申します。現在、東北大学法学部同窓会法科大学院部会の部長を務めさせていただいております。

私は、平成16年に東北大学法学部卒業、18年に東北大学法科大学院を修了いたしました。それから10年しか経って

て行かれる皆様方に、拙いながら、臆の言葉として、2つほど、お話をさせていただきます。一つ目は、やはり人との繋がりを大事にして欲しいということ。二つ目は、みなさんは様々な方と出会い、様々な人間関係を構築してこられたと思います。その全てが、かけがえのないものであるはずで

す。これまでも、みなさんは様々な方と出会い、様々な人間関係を構築してこられたと思います。その全てが、かけがえのないものであるはずで

す。これまでも、みなさんは様々な方と出会い、様々な人間関係を構築してこられたと思います。その全てが、かけがえのないものであるはずで

わけですが、自分以外の人間と話をすることで得られるものは、何よりも貴重な財産になるのではないのでしょうか。

自分と全く同じ価値観、能力の人間なんてこの世にはいません。自分とは違う価値観を持ち、また、自分には無い能力がある人に直接、そして双方向で触れ合うことにより、

たくさん学びを得、また、刺激を受けるはず。それにより、より高みを目指そうとか、こういうことにチャレンジしようというモチベーションにもなるかもしれません。もちろん、性格が合わない、相性が悪い相手というのも中にはいるでしょうし、その人達と無理に付き合う必要はないと思いますが、人間、どこでどのような繋がりがあるか分かりません。一時嫌な思いをさせられた相手から、後で救われるということがあ

るかもしれません。その意味で、一つ一つの出会いというのは、できるだけ大事にしていただきたいと思っています。

二つ目は、ピンチをチャンスに変える力を養って欲しいということ。こう申し上げますと、ありきたりで陳腐な言い方のように聞こえると思いますが、こういうような考え方、能力というのには、社会に出て生活していく上で、非常に大事な

のではないかなと感じているところ。本日、東北大学を卒業されるまでに、皆さんには、様々な苦労があったと思いますが、大変な努力を積み重ねてこられたと思います。その分、これから皆さんが進んでいく道は、きつと、華々しく、輝きに満ちたものになるであろうと、確信しておりますが、

一方で、辛く、苦しいことも待ち受けていると思います。人生、ずっと順風満帆に進むということとは、なかなか無いと思います。しかし、その困難というのは、自分を成長させる非常に大きなチャンスになると思います。大きな困難もなく、若

くは、それを避けて楽な道ばかり選んでいると、自分で考えたり、工夫したりすることがなくなり、いざというときに、臨機応変な対応ができません。これだけ変化の多い、そして次から次へと新しい情報が入ってくる時代において、臨機応変な対応ができれば、前に進むことは難しいと思います。苦難に直面して、それを乗り越えようと努力すること、考える力、工夫する力が育ち、そして、精神的にもタフになっていくと思います。

そのため、何か困難に直面することがあれば、それは自分の成長のチャンスだと、このチャンスを逃してはならないというくらいに考えて、苦しいながらも、前向きな姿勢で取り組んでいただきたいと思っています。

それ乗り越えた数が多ければ多いほど、社会人として、人間として、より成長することができるとは思います。以上、大変拙い話となっております。

しまいました。今私がお話したことを、今後のみなさんの人生において、一度でもほんの少しでも、思い出してもらおうようなことがあれば幸いです。

これから、皆様の益々の活躍を祈念して、私からのご挨拶とさせていただきます。

本日は誠に、おめでとうございました。



平成27年度卒業生進路状況

最新の卒業生進路についての大まかな動向を法学部事務局教務係よりご提供いただきました。卒業生は157名ですが、グループ別によると、公務員52名・大学院進学26名・金融保険15名・情報通信13名・製造業10名・不動産5名・卸売小売4名・運輸郵便3名・その他サービス3名・電気2名・建設2名・学校教育2名、法務・その他技術サービス・生活サービス・飲食サービス・経営コンサルの各分野が各1名となっています。公務員受験準備等で15名が非就職となっています。NTT東日本・東北電力・三菱東京UFJ銀行・三井住友銀行・東日本高速道路の各企業、厚生労働省・通商産業省・農林水産省・東京法務局・検察庁・裁判所・東京都庁・山形県庁・新潟県庁・仙台市役所・宮城県庁・長野県庁・茨城県庁・静岡県庁のそれぞれに複数の方が進んでいます。公務員と大学院進学で卒業生の約5割になります。国家公務員は総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省に、地方公務員は北海道庁から長野・静岡まで13都道府県4市役所に広がっています。

会員だより

「航空法研究の一里塚」



大阪市立大学名誉教授
藤田 勝利 (S42年卒)

一、航空法研究を始める契機と動機

大阪市立大助手時代、蛸部屋のような大阪市大の研究室で研究していたとき、大学近くの八尾飛行場から飛来する小型機の宣伝飛行にしばしば悩まされ、なぜ理不尽な宣伝活動に悩まされねばならぬのかと疑問を抱き、欧米ではこの種の騒音に対してどのような規制をしているか調べたことに起因する。日本では騒音防止条例で規制されていることも知った。論文にまとめても良かったが、建前上、商法専攻だったので、その研究成果を公表することに内心ためらいがあり、調べただけで終わった。しかしこのことが後

の大阪空港訴訟に関わる契機となっており、無駄ではなかったと実感した。

東北大学法学部を卒業して大阪市立大学の助手に採用されたのもマギル大学に留学することになったことも全く偶然のことである。大阪に実家があり、母校八尾高校の大先輩でもある神戸大学の河本一郎先生の下で、大学院生として商法を勉強しながら司法試験を受験するつもりであったが、ゼミの指導教授であった菅原菊志先生の助言と推薦により、助手採用の面接を受け、運よく採用された。その後機会があり国際文化会館の社会科学国際フェローシップ(後の新渡戸フェロー)募集に応

募したところ、航空法という新分野の研究を続けてきたことが評価され、2期生として1977(昭和52)年からまる2年間世界的に知られるマギル大学航空宇宙法研究所に留学することになった。留学中、米国法曹協会(ABA)のパリ会議に参加し、パリエアショウに招かれ、空港に駐機していたスマートな超音速旅客機コンコルドを内覧したこと、2年間もマツト所長の指導のもとで、世界各国の学者・実務家と一緒に航空法の研究ができたことなど、忘れ難い思い出が多々ある。東北大学法学部の商法担当では、海商法の大家・小町谷操三先生はもとより継承者でもある菅原菊志先生も航空法研究の先駆者として知られており、不思議な縁を感じる。

二、大阪空港騒音公害訴訟と「おまけ」

大阪空港訴訟は、1969(昭和44)年12月の第一次提訴以来12年争われた公害訴訟で過去の損害賠償は認容されたが、午後9時以降の夜間飛行禁止の差止請求は却下され

た。この公害訴訟は国が管理運営する公共施設の公害発生源の差止を主とする訴訟で、80年代の公害訴訟の行方を占うものとして注目を集め、第一小法廷から大法廷に回付されて、6年の審理を経て差止却下となった。

この空港訴訟の弁護団長が大阪市法学部卒業の木村保男弁護士であったので、早くから弁護団に入れていただき、大法廷判決の時は原告弁護団席に座らせていただいた。

「職は人を育てる」という言葉通り、この弁護団から大阪弁護士会会長だけでなく最高裁判事2人(滝井繁男・田原睦夫弁護士)、日弁連会長(大先輩の久保井一匡弁護士)等を輩出した。空港関連では、このほか地方空港の建設問題(石垣島空港・静岡空港)に

現地を訪れての調査、空港の安全性確保の検討(2008年・2009年八尾空港の安全向上に関する検討委員会委員)さらにマギル大学留学中に成田空港の建設を巡る問題について、初めての英語論

文を同研究所の年報に公表したりした。

三、航空運送人の責任制度の研究

商法専攻として採用されたので、航空運送法とりわけ航空運送人の責任制度に特化して研究し、日本空法学会で数回研究報告した。幾つかの航空関係の訴訟事件に関わったが、最も関係が深かったのは、名古屋地判2003(平成15)年12月26日の中華航空機事故訴訟である。この訴訟では、原告弁護団の指示に従い、Q&A方式の陳述書を裁判所に提出し、主尋問と反

対尋問各1時間半の証言を行うなど貴重な経験を積んだ。ヘーグ改正ワルソー条約25条所定の責任制限を阻却する、いわば認識ある過失(Willful Misconduct)に相当する操縦ミスが中華航空のパイロットにあったとする立証に成功し、原告請求認容の勝訴判決を得た。もちろんこれに関連する論文を複数公表した。

航空運送人の責任制度は、現在では主として1999年モントリオール条約によって

規制されているが、1929年ワルソー条約以来、70年に及ぶ紆余曲折の歴史を経て今日に至った。余り知られていないが、この条約の成立には、日本の航空会社の航空運送約款の改正と理論的に支えた航空運送法委員会の活動(1992年4月・2011年5月)が、ジャパニーズ・イニシアチブと評されるほど大きな役割を果たした。

四、今後の航空運送法の研究について

2014(平成26)年3月末で近畿大学法科大学院を定年退職し、大阪市立大学で35年、近畿大学で12年の専任教員としての学者生活にひと区切りをつけた。奇しくも日本空法学会の推薦により同年9月19日の「空の日」に日本航空協会から「航空功績賞」を受賞する好運に浴した。その

受賞理由では「航空法研究を主軸に、航空企業活動から派生する民事責任の研究に励み、『航空賠償責任法論』の著述など航空法の学問的体系化を行い、またカナダ・マギル大学航空宇宙法研究所で得

た知見と人脈をもとに航空法の研究成果、航空運送人の責任制度に関する情報を国内外に積極的に発信し続けてきた」とされている。

現在、共同編著者として準備している1999年モントリオール条約のコンメンタール「国際航空運送条約」(有斐閣)の刊行が当面の目標である。航空法の専門家が少ないので、学者、航空業界の実務家、弁護士などの英知を集めて、長く利用に耐えうる単行本なることを願っている。

これまで航空運送の私法規定は存在しなかったが、法制審議会が運送ルールの見直しを検討されており、航空運送の規定を新設するなど国内運送ルールを現代の実務に合う形で改正される見込みである。ドローン(小型無人機)などを使った新しい運送手段も実現する可能性が高いので、航空運送法は領域を拡大し、益々重要性を増すのではないかと期待している。

大学間交渉コンペティションの 振り返りと国際大会に向けて

堀江真由
(H28年卒)

私達、東北大学法学部自主ゼミ「Negotiatu」は顧問の石綿先生のご指導のもと、毎年11月末に行われる大学間交渉コンペティション (<http://www.negotiatu.jp>) に参加しています。元々前期・後期交渉演習という形で授業が行われており、その一環で後期演習に参加した学生達で大会に出場していましたが、その中から有志が集まった学生数名で2013年度より本格的に自主ゼミとしての活動を始め、以降自主ゼミのメンバーを中心に交渉演習の学生達も巻き込みながら大会に参加することになりました。そして今回、第14回目の大会において国内外の参加大学18校中、総合順位で6位、さらに英語交渉部門においては国内大学1位の成績を収め2016年

間で行われます。架空の国家、企業が問題文中に設定され、仲裁部門では代理弁護士として UNIDROIT 国際商事契約原則2010を準拠法として担当企業の弁護を行い、交渉部門では各企業の部門担当者としてビジネス交渉を行います。最終的には審査員の評価したチームとしての総得点で順位が争われます。大会当日から約2か月前に問題が発表され、その後複数のチームに分かれ試行錯誤を繰り返しながら、何度もスケジュールや進め方を話し合い改善しながら準備をしてきました。特に前年度の反省を生かして本番でのパフォーマンスをいかに改善するかという点を重視し、実践的な模擬交渉・仲裁の数を増やし、ビデオ撮影などを行い普段から緊張感のある練習を意識して行いました。また、東北大学だけでなく他大学の大会OB/OGや弁護士の方々をお呼びして指導を受けるなど客観的な視点からのアドバイスも多く頂き、積極的にチームとして成長の機会

を作っていました。どれだけ事前準備をしてもやるべき事は非常に多く大会当日まで不安は残りましたが、2か月間の自分の努力と仲間を信じて堂々と闘い、過去最高の結果を達成する事が出来ました。一方、2016年7月に行われる国際大会に向けての準備も着々と進めています。英語部門で中心となった数人が集まり、さらなる交渉力・英語力の強化に努めています。国際大会への挑戦は東北大学の名前だけでなく、日本の学生代表としてより重い責任を感じますが、さらなる成長の機会と捉え、最高の結果を達成出来るよう精進を続ける所存です。



Negotiatuのメンバーと顧問の先生たち

一億総白痴化



田辺好美
(S43年卒)

「一億白痴化」とは1950年代後半に有名な評論家が云った言葉である。今や「化」がとれてしまったのではないかと。テレビ東京「世界ナゼここに? 日本人」の取材を昨年11月に受け、その出路上がった画像を3月23日にYoutubeで見えてそう思っている(放映は3月21日)。

当初何回も電話取材を受けた。その取材でTV局側は勝手な想像でストーリーを作ったようである。ドキュメンタリーではなく、娯楽番組であると念をおされている。しかし、何故コンゴにいるのかという問いに番組は答えていない。

僕は2006年に初めてコンゴ民主共和国カタンガ州ルンバシに来た。海外生活40年の僕もまだ知らなかったブラック・アフリカに住み始めたからである。コンゴで中古車を売る日本企業に就職した。しかし、全く無計画だったその会社は、数か月で方針転換してコンゴを諦めた。数年後社長が出資法違反で逮捕、有罪判決を受け倒産した。余りにも短いコンゴ滞在を残念に思った僕は、帰国後海外はアルジェリアに立ち、そこで資金を貯め、2009年12月再びルンバシに戻った。

戻って来てすぐNPO「日本カタンガ協会」設立準備をした。会長には元在東京サイー

ル(現コンゴ民主共和国)大使館参事官キング氏になってもらった。2010年10月カタンガ州知事の許可、2013年8月にキンシャサ政府の許可が下りた。ムンシ(ルンバシの南90km)にあった日本鉱業が1983年に撤退してプレゼンスのなくなった日本とRDCコンゴを結ぶための設立である。定款は教育から文化、医療保健、農業まであらゆる分野で活動できるようにした。ブログやFacebookも作った。

僕がムンシ鉱山にいた日本人たちとコンゴの女性との間にできた子どもたちのことを知ったのは2010年のことだった。

アフリカではドットコムという贈り物を両親にすれば、婚姻が成立する。ドットを以てムンシの日本男性はコンゴ女性と結婚したのである。日本に奥さんがいてもここでは多重婚は当たり前だったのである。婚姻届を日本大使館にした人はいない。子どもたちが



子どもたちが集まって会を作った。初めは「日本人を食料店経営は考えるほど容易ではない。日本の家庭料理、カレー、コロッケ、トンカツなどをメニューに載せるべく、僕も料理指導をしている。サッカーファンが多い土地柄なのでサテライトTV中継をできるようにしたいけれども資金不足で月契約ができない。大画面テレビも買えない。

親として生まれ、コンゴに置き去りにされた子どもたちの会」という刺激的な名称だった。それを単に「困難の中にいる子どもたちの会 enfants en difficulté」と改め、「日本カタンガ協会」の一部門とした。

子どもたちの惨状を日本大使からきいて、寄付してくれた方がいる。日本の大きな財団のトップであるS氏だ。その資金(1万ドル)をもとに食堂を作ることにした。食堂で子どもたちが働き、収益があれば、子どもたちの再教育(職業訓練や文字教育等)に使える。孫たちまで手を広げられるかもしれない。

い。宣伝費がない。テイクアウトや弁当をつくりたい。パーベキューもしたい。被援助体質はいけない、援助を待つのではなく自助努力をすべきだと指導しているが限度がある。

この日ある食堂をTV局に取材してもらった。子どもたちが集まってカメラの前でそれぞれの思いを訴えた。子どもたちはそれぞれ日本の名前を名乗っている。「子どもたちの会」の会長ケイコさん、食堂の調理担当のユキさん、食堂に寝泊まりしているチャーちゃん、乾物屋の手伝いをしているサイトウ君、失業中の



ダイモン君、ブルース・リーが流行っていた時代だからブルース君等々。

この子どもたちのことを日本の方々に知ってもらいたかった。コンゴに残した子どもたちのことを思い出してくれる親がいるかもしれない。だが、番組編集によって全面カットされた。

「協会」としては子どもたちのことだけでなく、地域貢献もしていきたい。

TV局が「白痴番組」を作るのは「一億（総）白痴」視聴者に迎合しているためである。そう僕は思い知らされた。



となつて、さまざまな御用を処理していたことです。

そのため、このような宿を一般には「御用宿」と呼んでいましたが、あるいは町にあつたので「町宿」、郡の仕事を引き受けていたので「御郡宿」とも呼ばれています。

具体的にどのような御用を務めていたのかと云うと、分かりやすい例を一つあげますと、農村部で罪を犯した者を仙台城下の牢屋に収容する手続があります。

この場合、現地に駐在している代官から、城下の役所で仕事をすると郡奉行に囚人を送るという事前連絡が行われるのですが、その連絡文書は、その郡を担当している御用宿宛てに送られて、それを受け取った御用宿が郡奉行に届ける手筈になっています。

また、牢屋に入れるほど重い犯罪でない場合は、この御用宿が囚人の身柄を預かっていますし、牢屋に収容された囚人の世話も行っています。その他いろいろな刑事関係業務を果たしました。

第二は、郡部と藩役所との

温故知新

【仙台藩法制史余話】その五

国分町のはなし



東北大学名誉教授

吉田 正志

(昭和45年卒)

「ちよう」か「まち」か

東北地方第一の歓楽街——国分町。同窓の諸兄姉にとつて、国分町の名はたいへんなじみ深いものでしょう。国分町で実によく呑んだ、あるいは今でもよく呑んでいるという方もいるでしょうし、学生時代に国分町の居酒屋でアルバイトしたという方もいるかもしれません。

私も国分町はたまに通りましたが、しかし、そこで呑むことはほとんどできず、せいぜい国分町と一番町の間にある稲荷小路の安酒場を利用した程度でした。

それはともかく、現在では国分町は「こくぶんちよう、」

国分町の今昔

この国分町の名前の由来は、戦国時代にこの地の領主であった国分氏の家臣が木ノ下薬師堂付近に住んでいたのですが、彼らを移転させて集住させたことによるようです。この町は最初から歓楽街であったわけではなく、明治以降は官庁や銀行が多くありました。

江戸時代には、奥州街道沿いの町だった関係から、宿屋がたくさんあったようです。そこで、この国分町の宿屋のことについておはなしたいのですが、この宿屋がなんで法制史と関係があるのかと、疑問に思われるかもしれせん。

たしかに、宿屋ですから、旅人を宿泊させるのが主たる仕事だったとは思いますが、実は、これ以外に次のような機能を果たしていました。

御用宿

その第一は、仙台領内の遠隔地、例えば気仙郡とか伊具郡とかと藩の役所との中継ぎ

かには潰れてしまうこともあります。

さらには、本当は藩から預かつて郡部に渡さなければならぬ金品を、一時的に経営資金に流用しながら、結局それを返せなくなって処罰されるような御用宿も出てきます。

例えば、十数郡の御用宿だった国分町の菊地屋与四郎は、何が原因だったのかはよく分かりませんが、天保三年（一八三二）に御用宿を解任されて、そのあとに同じく国分町の名取屋幸八が任命されています。

盛岡藩の御用宿

以上のように、国分町の御用宿は、いわば郡部の仙台城下出張所のような役割を果たしています。必要不可欠な宿屋だったといえますが、実は、国分町の宿屋には、他藩の御用を務めた宿屋もありました。その一例として盛岡藩の御用宿を紹介しましょう。

盛岡藩が自領産出の米を江戸に回送するために、慶安二年（一六四九）に仙台藩の許

可を得て、石巻の商人阿部治右衛門の屋敷内に米倉を建てました。治右衛門は回送の世話もしたでしょうから、彼は石巻における盛岡藩の御用達だったといえます。このことは、すでに知られています。しかし、国分町にも盛岡藩の御用を務めた宿屋があつたことは、あまり知られていないように思われます。

でも、江戸時代の大名は参勤交代の義務を課されています。またその家臣も江戸と国許の間を往復することがよくありましたから、その旅の途中の宿場に定宿をもつたであろうことは容易に推測されます。

そして、実際に、盛岡藩家老席日記の「雑書」という記録をみますと、すでに延宝三年（一六七五）という早い時期に、仙台国分町の竹田甚右衛門が、盛岡に行つて藩主にお目見えしている記事があります。この甚右衛門が盛岡藩の御用宿を務めていたことが、その後のいくつつかの記事から判明します。

当然浮沈がありまして、この竹田甚右衛門は元禄十年（二六九七）に潰れて、その代わりに鈴木喜右衛門が任命されています。その後少し変遷があるようなのですが、昔のよしみとでもいえるのでしょうか、宝永二年（一七〇五）に、竹田甚右衛門に盛岡藩の御用宿を再び引き受けるかとの問い合わせがあり、彼はそれを引き受けています。

しかもこのとき、盛岡藩は甚右衛門に百両を与えて、北目町に屋敷を買わせています。この際甚右衛門は盛岡藩に誓約書を差し出して、「私はこの屋敷の管理人のつもりで務めて、たとえ経営が困難になつたときでも、この屋敷を抵当に入れるようなことはしない」と約束しています。

こうして甚右衛門の御用宿としての経営がそれなりに順調に進んだのでしょうか、宝永四年（一七〇七）には、北目町にある屋敷を国分町に移したいと甚右衛門が盛岡藩に願ひ出て、これが許可されています。晴れて国分町への復

婦を果たしたというところでしょう。

盛岡藩御用宿の業務

この仙台城下におかれた盛岡藩御用宿の主要な業務は、おそらく盛岡藩家臣の定宿としての宿泊業務だったのではないかと想像するのですが、決してそれだけに限られたわけではありません。

例えば、宝永三年の記録には、人買いに買われて仙台領に連れてこられた盛岡藩領の娘が、仙台藩によって保護されたとき、その娘を盛岡藩が北目町の竹田甚右衛門の屋敷で引き取っています。

また、同年には、盛岡藩領の男女が欠落して仙台国分町に宿をとったところ、それを怪しんだ仙台藩の役人の取り調べを受け、やはり竹田甚右衛門の屋敷で盛岡藩の役人に引き渡されています。

国分町には、盛岡藩だけでなく、例えば八戸藩などの御用宿があったかもしれませんが、この辺りのこともいざしれ調べてみたいと思っ

最後に

この「仙台藩法制史余話」

も今回が五回目です。「会報」の発行は一年に一回ですが、もう五年も経つことになりま

最後の回に国分町のことを取り上げました。とくに仙台以外にお住まいの同窓の皆様には懐かしい町名だと思いま

そしてできることなら、東日本大震災の被災地に足を伸ばして、仮設商店街などで買

させていただきます。

法一亭のペーソス

東北大学名誉教授 中川善之助(故人)

昭和35年秋の大学祭には、一つの大きなヒットがあった

刻はもう五時頃だったかと思

足だった。正直のところ私は一寸びっくりした。何事だろうと一種不穩の気配さを感じ

う。あんまり可愛い申出に、私も開いた口がふさがらない

私に責任者になってくれ、そ

うしたら大学祭委員会からなにがしかの補助金がもらえる

としてまた彼等が来ての話によると、焼鳥屋では大学祭行事

論はじめから焼鳥屋に知性があると主張したのではなかつ

独立でもやりますと豪語しながら、私に是非とも焼鳥を食

11月14日、私は東京から早

彼等との約束に従って川内へ

いといわれた。私も行って、一本でも植える手伝いをやり

たいと思つたが、私は十二月早々、沖繩の文化講演会に招かれていて、植樹のころには

仙台におれないので断わった。そうしたら、その代わりに原稿を書けといわれたので、法一亭の思い出を書きな

ぐって見た次第である。大学生に知性は必要である。しかし知性だけが人間を作り上げるものえないことは確かである。

△本稿は35丁同期の会報「曙光」第1号に寄せて書かれたものです。▽



車を走らせた。小雨の降るいやな天気だった。

車が着くと、彼等にとつては先輩に当たる沖和寮の学生たちが私を待っていて「先生が来たぞオツ」と呼んだ。矢

庭に焼鳥と拙い字の看板を挙げたテントから、続々と、先日

サッポロビールと大きく書かれたテントの中には三列か

神主のふざけきつた祝詞が

中川善之助先生は東北帝国

大学法文学部創設時から昭和36年3月のご退官まで一貫して本学部民法学の教官であり、新制法学部が発足した昭和24年から27年にかけて法学部長を務められました。この

間、無料法律相談所を立ち上げ、先生の私塾「沖和寮」に寄宿した学生も多く、各地で

の同窓会組織化にも力を注がれました。中川民法学は文字通り我が国民法学の最高水準

の牽引車であり、先生に学ぶことは法学部生にとつて誇りでもありました。その気さくなお人柄から多くの学生に

「中善さん」と慕われ、現在の同窓会結束も先生のお力によるところ大であります。今

も川内南キャンパスには「中善並木」と石碑があります。石碑に揮毫された「若き日の感激と友情のために」は、当同窓会の輝くバックボーンとなっています。

あったり、シャンソンがあったり、寸劇があったりする。どれもこれも、うらぶれたドサ廻り芸人といった形、たしかに知性はない。

しかし串を横にくわえて焼鳥を歯でしごきながら、この余興を眺めていると、何となく私は、三十年前パリにいた

ころ、モンマルトルやモンパルナスの裏通りで見た安物の見世物小屋の雰囲気思い出した。一面からいえば、いかにもニヒル的なデカダンスではあるが、また見方によつて

は、そこにしみじみとした人生のペーソスを味わせるような感傷もなくはない。憲兵の立っている国立オペラやデオン

座のきらびやかな座席に、美しく着飾った紳士淑女が、それこそ知性たつぷりの表情で、行儀よく舞台を見ているのに比べると、汚らしいモンマルトルやモンパルナスの観

客や役者は、知性もないグウタラ野郎の寄り集りのようにも見える。しかし人の世の深い悲しみに沈潜して、泣き

から生活を戦っている。人間的な嘆きと憤りと涙と力とは、むしろ後者にこそあつて、

前者には少ない。華麗な夜会服の下にはどんな罪悪が潜んでいるかも知れないが、破れた服の下には温かい人間愛の

感じられることが多い。私は煙草を吸おうと思つて卓上にあつたマッチを取り上げた。見るとどこかの喫茶店

のものらしいマッチ箱の片面に白い紙を貼り、「法一亭」と大きく、その下に小さく「大

学祭ヤキトリ模擬店」と書かれていた。表ではしきりと、『さアいらっしやい、法一亭のヤキトリをどうぞ』などど

声をからして呼び込みをやっている声なきこえる。私は嬉しくなつてしまった。私は三十

年前のモンパルナスを思い出したばかりでなく、もつともつと前の、一生懸命とびまわっている学生たちの歳ごろ

の自分にまで若返つたような気になつてしまった。別れを告げてテントを出ると、法一亭の学生たちは、ま

たまた総出でしばらく送つて来てくれた。私はその晩またたつて名古屋へ講義に行き、それから大阪で講演をして帰つて来た。

すると早速法一亭の諸君が七人も八人も一緒になつて研究室にやつて来た。七千円とか八千円とかもうかつたという

話を聞いて私は開いた口が塞がらないほど驚いた。がしかし、それもあの学生たち全員

の、あれだけの熱意をもつてすれば、むしろ当然のことであつたのかも知れない、と思

いなおした。同時に、私はまた、彼等がその利益金で樹を買つて大学へ寄付し、構内の

緑化に役立てようとしているという話を聞かされて感心した。大学祭委員会が一文の補助

金さえ支出を拒んだというのに、彼等は自分たちの手で自分の金を獲得し、それで自分たちの学園を美化しよう

としているのである。無知性が生んだ知性の結実といえるかもしれない。

その植樹の日に、私にも来

・先輩へのメッセージ:いつもお世話になっております。仙台模擬国連代表の高橋と申します。今年度も、国連会議を通じて国際理解を深めてまいります。引き続きよろしく申し上げます。

○ **Negoistic !** (代表 3年 赤井祐介)

・メンバー:4年生5名・3年生8名・2年生2名・1年生15名

・活動内容:大学対抗コンペティションでの入賞のため、交渉スキル向上を目指します。

・活動日程:12月上旬の大学対抗コンペティションの参加。4月～7月には個人並びにチーム活動での交渉練習、5月・8月には他大学との交流試合、9月～11月には審査員やOB・OG指導によるコンペティション準備。1月には大会の反省及び来年への準備、2月には仲裁大会への参加、3月は引き継ぎを行う予定。

・先輩へのメッセージ:お世話になっております。国際取引の仮想事例に取り組むことで、法律の実務的運用を学ぶとともに、論理的思考力やコミュニケーション力を身につけることに精進して参ります。今後共宜しくお願い致します。

本部だより

(1) 同窓会会則の改正について

当同窓会の会則は昭和34年の同窓会発足と同時に定められ、その後会員資格や会費金額の変更等による修正を数次にわたり行ってきました。今般運営実態に合わせて全面的な見直しを行い、役員を絞る会議体を明確に定めることとし、昨年度の総会において改正案が承認されました。この改正に伴う同窓会運営は以下の通りです。なお改定後の会則全文は同窓会ホームページに掲載しております。

- ① 会員資格を東北帝大法文学部法科・東北大学の法学部・法学研究科・法科大学院・公共政策大学院に在籍するか在籍した者とします。
- ② 特別会員は本学部卒業生以外の現・旧教官、教員とします。
- ③ 会議体として、総会・理事会・運営委員会・監査会議を定めました。
- ④ 理事候補を大幅に絞る原則として各支部の支部長を中心に選出します。
- ⑤ 従来11月に開催してきた総会を6月～7月初旬開催に前倒しします。これにより当該年度の運営方針が間延びすることなく審議決定できます。
- ⑥ これに伴い理事会も6月開催とします。(従来は10月全学ホームカミングデー時に開催)
- ⑦ 運営委員会は、これまで常任理事会として年3回開催していましたが、今般名称を新たに明文化しました。
- ⑧ 監査会議も明文化し開催時期も決算とりまとめ後ふた月以内としました。

(2) 平成27年度収支決算(案)と平成28年度予算(案)

あと100人！(一般会員の会費納入)

今年の決算は、ほぼ予算通りの収益を計上することが出来ましたが、収入目標を達成出来ず支出の縮小によって結果的に差益を生んだといってもいいものです。支出も偶々予定が解消したため押さえられたもので、当初の支出があれば赤字となっていたところでした。ここ数年、一般会員1,300名からの会費納入をお願いしておりますが、例年あと100名分が足りないという状況が続いております。財政赤字をやっと免れているのが現状で、さらなる活動基盤強化のためには会費収入の拡大が急務です。平成28年度も例年通りの活動を行うこととしておりますので新規経費を必要とするものは特にありませんが、これさえも一般会員1,300名からの会費納入を前提とした収入予算を達成してこそです。あと100名！どうぞご協力ください。なお、今年度「雑収入」が増えたのは、名簿が5冊売れたほか未納10年分の会費を寄付するのご厚意があったことなどによるものです。

自主ゼミだより

法学部学生自主ゼミの活動を周知するための頁です。現役学生の皆さんの活動状況をご覧いただき、かつてこれらのゼミに所属して活躍された会員の方々はもとより同窓会員の皆様から後輩への助言・支援をよろしく願いいたします。

○ **無料法律相談所** (代表 4年 長田治樹)

・メンバー:4年生32名・3年生28名・2年生34名・1年生49名

・活動内容:市民からの法律相談に応じて内容を検討し回答する。

・活動日程:4月16・23日、5月14・21・28日、6月4・18・25日、7月2・9・16・23日、
夏季出張相談:8月27日(岩手県花巻市を予定)

・先輩へのメッセージ:今期をもちまして創立88周年を迎えることが出来ました。これも皆様の日頃のご支援の賜物であり、厚く御礼申し上げます。今期はより多くのお客様に利用して頂くために駆け込みのお客様も積極的に受け入れる体制にしております。これからも市民の皆様のお力になれるよう精進して参ります。今後ともどうぞよろしくお願い致します。

○ **東北大学法学部模擬裁判実行委員会** (代表 3年 藤原研吾)

・メンバー:3年生22名・2年生18名・1年生21名

・活動内容:今年「介護問題」をテーマとして取り上げて裁判劇を行います。

・活動日程:11月12日(土)・13日(日)東北大学百周年記念会館萩ホール公演

・先輩へのメッセージ:先輩方の温かいご支援により、活動65年目を迎えることができました。心より感謝申し上げます。今年は今話題となっている「福祉政策」をテーマとして取り上げ、介護にかかわる法制度やその刑事裁判手続きについて描きます。近況はTwitterやホームページ、Facebookにて報告いたしますので、ぜひそちらもご覧ください。今後ともどうぞよろしく願います。

○ **東北大学倶楽部国際法** (代表 高橋直大)

・メンバー:4年生11名・3年生6名・2年生16名・1年生20名

・活動内容:年2回開催される国際法模擬裁判大会に参加し、書面・弁論の優劣を競います。

・活動日程:7月9日・10日Japan Cup、2月中旬のJessup、Jilsa Cupに向けて、毎週月曜日と金曜日に活動しています。

・先輩へのメッセージ:ご支援いただき誠にありがとうございます。先輩方が築きあげた伝統に恥じることのないように、英語大会参加も視野に入れてメンバー一丸となって精進してまいります。これからも変わらぬご指導、ご鞭撻を、どうかよろしく願います。

○ **法社会学研究会** (代表 2年 佐藤美涼)

・メンバー:4年生3名・3年生3名・2年生8名・1年生3名

・活動内容:セメスターごとにテーマを決め、ゼミ形式の発表と討論を行う。

・活動日程:毎週1回の会合と、夏・冬1回ずつのフィールドワークを行う。

・先輩へのメッセージ:皆様に支えられて活動を行ってまいりました。これからは日々の活動とともにフィールドワークに力を入れ、知見を広げられるように努力して参ります。今後ともよろしく願います。

○ **仙台模擬国連** (代表 2年 高橋剛生)

・メンバー:2年生13名・1年生18名

・活動内容:国連総会のシミュレーションを通して、国際問題についての理解を深める。

・活動日程:6月に前期会議(核軍縮不拡散テーマ)、12月に後期会議、3月に春合宿を行います。

(4) 同窓会学術振興基金

法学部同窓会学術振興基金（理事長：稲葉馨教授）では、平成 27 年度に①大学院生の研究紀要である「東北法学」刊行会へ 20 千円 ②模擬裁判実行委員会③無料法律相談所④法社会学研究会⑤倶楽部国際法へ各 90 千円 ⑥ Negoistic ! へ 115 千円 ⑦仙台模擬国連へ 40 千円 ⑧法科大学院生の司法試験受験対策のための萩法研究会へ 360 千円 と合計 895 千円の助成を行いました。

これにより模擬裁判は 27 年 11 月 14・15 日に川内萩ホールに於いて第 64 回模擬裁判公演「まなざし・少年事件と法」を開催し 962 名の入場者がありました。無料法律相談所は年間 46 件の相談に対応し 9 月には山形県酒田市に於いて出張相談会（9 件受託）を開催しました。

法社会学研究会では前期に「表現の自由」後期に「平和安全法制」をテーマに研究会を行いました。倶楽部国際法は夏大会で団体 3 位、冬大会では日本語の部団体準優勝、個人で原告・被告それぞれ 1 位と 3 位の成績を取めました。Negoistic ! はビデオカメラを購入活用することでスキル向上がはかられ、総合成績では 18 校中 6 位でしたが英語交渉の部で念願の優勝を勝ち取り今年 7 月のスイスでの国際大会に日本代表として出場することになりました。

仙台模擬国連では前期「森林問題」後期「女性差別問題」に取り組み、3 月末には春合宿で国連安保理改革を議題にしました。「東北法学」は 9 月に第 44 号・本年 3 月に第 45 号を刊行しました。「萩法研究会」は 10 月から 11 月にかけて延 14 回の答案練習・解説を実施しました。

(5) 同窓会費の銀行振り込みについて（試行）

近所に郵便局がない・銀行振り込みができるようにしてほしい・コンビニから振り込めると利便性が高い、といったご意見を頂戴しておりますが、費用対効果を考えるとなかなか踏み切れないのが現状です。約 9,000 部の会報をお届けして年会費納入をお願いしていますが、納入者は 1,200 名前後にとどまっています。

会費納入手段拡大へのトライアルとして銀行振り込みを加えます。銀行振り込みに際しては振込人氏名の後にたとえば（卒業年次の）S39 または（入学時の）35J といったコードをつけてください。同姓同名等の判別に利用します。

(例示) ○○○○ S39 または ○○○○ 35J

お振込いただく銀行口座は、**みずほ銀行仙台支店普通口座 1234785、** 口座人名は**東北大学法学部同窓会** です。

なお振込手数料は恐縮ですがお振込者でご負担くださるようお願いいたします。

28年度総会のご案内 <その他支部>本部だよりの同窓会行事日程を参照ください。

<p>〈同窓会本部・東京支部会合同総会〉</p> <p>日 時：7 月 1 日(金) 18 時～</p> <p>会 場：東京神田・学士会館 2 階 TEL 03-3292-5936</p> <p>連絡先：澤田淳事務局長 TEL/FAX：045-313-4833 E-mail:sawada@pronet-jp.com 今年度の新卒者は会費無料招待します。 参加希望者は上記連絡先へご一報ください。</p>	<p>〈宮城支部総会〉</p> <p>日 時：7 月 8 日(金) 18 時～</p> <p>会 場：ホテル法華クラブ仙台 1 階 TEL 022-224-3121</p> <p>連絡先：同窓会事務局 TEL/FAX：022-795-6181 E-mail:dosokai@alumni.law.tohoku.ac.jp</p>
--	--

★収入の部 単位:円

項 目	27年度予算	27年度決算	予算対比	28 年 度 予 算
1)会費等	5,220,000	4,999,000	-221,000	5,282,500(年会費・新入生会員および通常会員)
2)利 息	2,034	2,053	19	2,040
3)広告料	0	0	—	0
4)雑収入	17,500	58,500	41,000	27,500(名簿販売・寄付金等)
合 計	5,239,534	5,059,553	-179,981	5,312,040

★支出の部

項 目	27年度予算	27年度決算	予算対比	28 年 度 予 算
1)会議等	230,000	204,592	-25,408	220,000
2)事業費(会報発行ほか)	1,040,000	1,019,087	-20,913	1,040,000(会報発行ほか)
3)事務費(旅費・人件費等)	2,977,500	2,882,162	-95,338	3,027,500(旅費・人件費等)
4)通信費(郵送料ほか)	720,000	690,812	-29,188	710,000(会報郵送料ほか)
5)振替手数料	170,000	152,066	-17,934	170,000
6)その他	0	0	—	0
合 計	5,137,500	4,948,719	-188,781	5,167,500

★収支差額の部

項 目	27年度予算	27年度決算	予算対比	28 年 度 予 算
1)期間収支差益	102,034	110,834	33,228	144,540
2)前期繰越金	22,910,776	—	—	23,021,610
3)次期繰越金	—	23,021,610	—	23,166,150(見込み)

注:上記の「収入」「支出」および収支差益ともに案であり、「理事会」「総会」の承認を得て成立する予定です。

(3) 平成28年度法学部同窓会行事予定

平成 28 年	7 月 15 日	岩手支部総会 [ホテルメトロポリタン盛岡ニューウイング]	
4 月 7 日	法学部新入生オリエンテーション [法学部第 1 講義室] (柳父名誉教授)	7 月 20 日	第 2 回運営委員会[片平北門会館エスパス]
4 月 15 日	法祭大 [141 エルパーク仙台]	8 月 26 日	北海道支部総会 [ピアケラー札幌開拓使サッポロファクトリー]
4 月 22 日	第 1 回運営委員会[ホテル法華クラブ仙台]	8 月 26 日	法科大学院部会総会 [片平エクスパンション教育研究棟]
5 月 13 日	東海支部総会 [名古屋キャッスルプラザ・チャイナ&ダイン園]	9 月	東北芝蘭会総会 [ホテル法華クラブ仙台]
5 月 16 日	学術振興基金支援グループピアリング	10 月(28)日	福島支部総会 [杉妻会館]
5 月 18 日	監査会議 [法学部小会議室]	11 月 11 日	宮城県支部職域幹事懇談会 [ホテル法華クラブ仙台]
6 月 3 日	会報 43 号発行	11 月 26 日	新潟支部総会 [新潟グランドホテル]
6 月 4 日	広島支部総会 [メルパルク広島]	平成 29 年	
6 月 24 日	理事会 [ホテル法華クラブ仙台]	1 月 20 日	大阪支部総会 [アサヒスーパードライ梅田]
7 月 1 日	同窓会総会・東京支部会総会[学士会館]	1 月 25 日	第 3 回運営委員会[片平北門会館エスパス]
7 月 6 日	学術振興基金監査・理事会 [法学部小会議室]	3 月 24 日	法学部卒業祝賀会 [メルパルク仙台]
7 月 8 日	宮城支部総会 [ホテル法華クラブ仙台]		
7 月 11 日	学術振興基金採択連絡会[法学部小会議室]		

支部だより

北海道支部

西澤 香衣

北海道支部では、平成27年度総会を平成27年8月28日、札幌市中央区のビアケラー札幌開拓使にて開催いたしました。

当日は、同窓会本部より平田同窓会長および清水事務局長にご参加いただき、支部からは新田支部長以下25名、総勢27名での会となりました。竹田事務局長（S61卒）の司会により、総会で会計報告がされるとともに、来年の総会を8月26日に開催することが満場一致で承認されました。その後、新田支部長および平田同窓会長のご挨拶と鈴木さん（S31卒）の乾杯により、ビール会が開始されました。



清水事務局長から東北大学新聞ほかの資料の閲覧があり、大学の近況に触れることができたほか、参加いただいた会員のみなさまからは、一言ずつ近況報告がなされました。今年も、久しぶりに札幌にお戻りになってご参加くださった姉帯さん（S56卒）のほか、初参加の鈴木さん（S

57卒）、丹下さん（S62卒）、叶さん（H元卒）の3名の方をお迎えし、いつもにもまして会員間で新たな交流ができたものと感じられました。

最後は、初参加の叶さん（H元卒）に締め乾杯をお願いし、全員で記念撮影をして盛会のうちに終了いたしました。

今回は、平成28年8月26日（金）18時から札幌市中央区のビアケラー札幌開拓使で開催いたします（27年度と同じ場所です）。会員のみなさまのご参加をお待ちするとともに、お近くにお窓生の方がいらっしゃいましたら、ぜひご紹介くださいますよう、お願いいたします。同窓会誌をご覧になって、ご連絡をくださる方もいらっしゃいますので、北海道在住の方はぜひお気軽にご参加いただければと思います。

（北海道支部事務局 平成4年卒）

青森支部

青森支部総会を 開催しました！

牧 貴之

青森支部では、平成27年度総会及び懇親会を平成27年10月29日（木）、青森市内のウェディングプラザアラスカにて開催いたしました。

当日は、同窓会本部より清水事務局長に御臨席を賜り、当支部からは井畑明夫氏（S31）以下、29名の参加となりました。

田口晋氏（H1）を進行役に、まずは支部長の佐々木透氏（S38）から御挨拶があり、続いて清水事務局長から、同窓会他支部の活動状況や学内の近況等について、多くの資料と共に、貴重なお話をいただきました。

その後議事に入り、平成26年度決算・平成27年度予算案が満場一致の拍手にて承認されました。

総会終了後は、井畑氏から、金子正彦氏のエッセイをご紹介

いただきました。往時を偲びつつの乾杯のご発声により、懇親会となりました。

当支部は、青森県庁及び地元金融機関の在職者が大半を占めておりますが、大学関係から、宮崎秀一氏（S51）、小野昇平氏（H21）に参加いただいたほか、平成27年卒業生も1名参加するなど、宴が進むにつれ、老若男女の垣根を越え、法学部同窓生としての親睦を深めることができました。

最後は、佐々木郁夫氏（S54）の中締めにより、和やかに



秋田支部

佐藤 博身

に御開きとなりました。今後、この青森の地において、年齢、職域を越えた「法学部同窓生」の貴重な交流の場として継続していけたらと心より願っております。

（平成9年卒）

東北大学法学部同窓会秋田支部の唯一の行事である総会と懇親会が、平成27年7月24日、秋田市第一会館本館において開催された。

会には会員33名が参加したが、本部からは会長である平田武法学部長と清水廣行同窓会事務局長が御来賓として出席していただいた。

平田教授から大学の現状等について詳しい報告があった後、型どりの会計報告、役員改選で総会の方は無事終了した。

その後の懇親会は、例によって先輩、後輩の区別なく、和気あいあいとした中で、濃



岩手支部

「平成27年度岩手支部 総会開催される」

佐野 淳

密な情報交換の場である。これが同窓会の最大の効用である。その後ほとんどの出席者が二次会に向かい、全員がマイクを握った。この度も清水事務局長の美声が止まらなかった。

（秋田支部長 S41）

平成27年度岩手支部総会は、平成27年7月10日（金）午後6時からホテルメトロポリタン盛岡ニューウィングにおいて開催された。当日は3月に大学を卒業したばかりの新会員全員に参加いただくなど35人の会員の参加が得られたほか、同窓会本部から平田

武同窓会長（法学研究科長）及び清水廣行事務局長の2人の来賓をお迎えし、盛大な総会・懇親会となった。

総会では、相原正明支部長（S45年卒）の挨拶に続き、平田同窓会長から、母校の動向や大学周辺の様子、とくに川内キャンパスの講義棟の完成などの変貌ぶりなどについて、興味深いお話をいただいた後、議事に入った。議事では平成26年度決算を承認したほか、欠席された方からのメッセージの披露、さらに新

会員を紹介し、つつがなく開会した。その後、恒例の集合写真を撮影し、お待ちかねの懇親会を開会した。

懇親会では、川村登顧問（S28年新卒）の乾杯の後、清水事務局長から同窓会の最近の動向についてお話しを頂き、各自の近況報告を卒業年次の若い順に行い、終始和気藹々とした雰囲気では進行した。また、清水事務局長の取り計らいで、小田和正氏作曲の校歌「緑の丘」を会場に流し、一同興味深く拝聴した。

卒業したばかり（H27年卒）の会員からの初々しい自己紹介、近況報告のほか、年配会員を含め、仕事に、余暇活動に、またボランティアへの取り組みなど、各自、それぞれの立場で活躍していることが伝わってきた。このように、年配、現職会員双方から、意義深い話が聞けるのが、当会の特長と再認識したところであり、大盛況の中で会を終えることが出来た。

本年度の総会出席者はここ10年来で最高の参加者数と



なったほか、新卒会員全員の参加が得られるなど若年会員の出席が増えてきたことは喜ばしい所であり、今後とも、本部からの御来賓をお招きするなどの工夫を凝らし、より多くの会員の総会への出席を確保するなど、産業・金融・学術・法曹・公務等の各分野や各世代の良き交流の場となっている当支部の発展を心がけたいと思っている。

廣田淳副支部長（S50年卒）の中締めでお開きとなった総会であるが、懇親会終了後、満足気に会場を後にする大先

宮城支部

酒井昌弘

一 二七年度本部・宮城支部
合同総会を開催

十一月十三日、法華クラブで開催。出席総数は84名を数え近年にはない大勢の会員が参加し、大変盛会となりました。主要職域・グループ別では、七十七銀行19名、東北電力12名、宮城県庁12名、法曹界7名、仙台市役所3名が出席しました。総会の事前出席PRには、各職域・グループ担当の幹事(世話役)の皆さんに、現職のお忙しい中、いつもご協力頂いておりますが、今回の盛会もそのご努力によるところが大きく、本当に感謝申し上げます。例年少ないOGは武藤伸子氏(S57宮城県庁)を筆頭に七名の方が出席しま



した。最年長の先輩は勅使河原安夫支部顧問(S24)で、90歳のご高齢ながらも現役の弁護士として活躍しておられ、元気なお顔を見せました。最年少は曾根将志、渡邊奈津美の両氏(共にH27卒、七十七銀行勤務)が出席し、その年代差は実に68年と、幅広い世代が一堂に会する総会となりました。第一部では、田畑精治副支部長(S34)の開会挨拶、次いで平田武法學部長より、同窓会長就任のご

挨拶がありました。第二部の懇親会は阿見理事(S44)が司会し、勅使河原先輩の乾杯のご発声でスタート、歓談の中で、招待された七人の現役学生一(東北法学刊行会)黒瀬にな、(Zeigun)大滝優美、(模擬裁判実行委員会)横沢雅人、(無料法律相談所)長田治樹、(倶楽部国際法)菊池岳美、(仙台模擬国連)樋口拓磨、(法社会学研究会)鈴木れおなの皆さんが元氣よく挨拶し、大きな激励の拍手を浴びました。また、稲葉馨教授(S50)・澤田淳東京支部会事務局長(S45)、はじめ今年卒業の新人の皆さんにご挨拶を頂きました。最後にご挨拶を頂きました。最後に阿部純二名誉教授・同窓会副会長(S30)の閉会挨拶があり、全員で「青葉燃ゆる」を斉唱して締め括りとなりました。

(写真：現役学生挨拶)

二 東北芝蘭会設立十周年記念総会開催

「H18年設立・東北ブロック居住の東北大学法学部・大学



院OGがメンバー・藤田紀子(S43)会長」10月21日、法華クラブで開催。弁護士、宮城県庁、仙台市役所、東北電力で現役として活躍している会員16名が出席。来賓として、成瀬幸典教授兼法科大学院長(H4)と、恒例の卓話の講師として歯科医伊藤秀美先生(元東北大学学研科准教授)のお二人をお迎えし、成田美子さん(S59宮城県庁)の司会で進行しました。卓話は「話す・食べる・笑う一口福の話」という演題で、普段なかなか聞けない貴重なお話しをして頂きました。懇親会では、成瀬教

三 役員幹事懇談会

在仙の同窓会員が所属する主要職域グループ(宮城県庁・仙台市役所・七十七銀行・東北電力・法曹界、東北芝蘭会、法科大学院部会)の計七グループの(世話役担当)幹事と同窓会役員及び法学部の先生方が一堂に会し、親しく交流する貴重な機会として半年毎に開催しております。上期会では平田法学部長、犬塚教授・坂田教授の3人の先生方がコーディネーターとなり、各幹事と若手卒業生がレポーターとなって「法学部の教育」の在り方をテーマに懇談会を行いました。下期会では佐々木弘通教授(憲法担当)

東京支部

2015年東北大学法学部同窓会東京支部総会開催

平成27年11月6日(金)東京・学士会館で、会員130人余の方々が参加して、平成27年の東京支部総会が開催されました。

総会は、紙本達弘さん(H9年)の司会進行のもと、会長の清野智さん(S45年)の開会挨拶で始まりました。同窓会本部よりは、会長の平田武学部長と事務局長の清水廣行さんがお越しになり、平田学部長より最近の大学の状況の紹介もあわせて、ご挨拶をいただきました。

その後、会務報告を事務局長の澤田淳さん(S45年)、会計報告を野神照幸さん(S52年)より行なわれ、閉会しました。なお、本年より、宮川司さん(H2年)、三浦基子さん(H22年)が、新たに理事に加わりました。

本年は、東京支部会単独での開催のため、恒例により、

福島支部

「福島支部総会を開催いたしました」

矢吹勇雄

平成27年10月23日(金)に、支部会員30名の出席のもと第



に「日本の立憲主義と憲法第9条」と題して卓話をして頂きました。第二部の懇親会では、現役バリバリの各幹事より各界の動きや当面する問題状況などについて報告を聞きながら、楽しく杯を交わしました。

(写真：「上期懇談会」)

(宮城支部事務局長S43年卒)

36回東北大学法学部同窓会福島支部総会が開催され、平成26年度事業報告及び決算の承認並びに平成27年度事業計画及び予算の審議などの支部運営の基本となる案件を御審議いただきました。

また、任期満了による役員改選が行われ、支部長に松本友作氏(昭和47年卒)、副支部長に齋須秀行氏(昭和52年卒)と高橋金一氏(昭和55年卒)、監事に富田哲氏(昭和54年卒)と長谷川哲也氏(昭和55年卒)が就任されることになりました。今回御退任されました役員の皆様、本当に長い間お疲れ様でした。

総会懇親会には、同窓会本部から平田武同窓会会長と清水常任理事事務局長にお越しいただきました。

平田同窓会会長からは、当支部恒例となっております小講義として、専門の西洋政治史から「戦前日本の政治発展とヨーロッパ政治史研究の意義」をテーマに、日本の戦前政治とヨーロッパ中小国の政治史の比較分析について熱の

こもった御講演をいただき、学生時代に戻ったような講義の緊張感、臨場感を久しぶりに味わうことができました。

また、清水事務局長からは、同窓会他支部の活動状況や学内の近況をお話いただきました。

懇親会では、法曹界、民間企業、政治・行政分野などそれぞれ御活躍されている方々が、分野を超えて、そして世代を超えて一堂に会し、交流を深めることができました。

会員の皆様どなたでも気軽に参加できるような、そして、参加していただいた方には、また来年も参加したいと思えるような、和やかで楽しい同窓会を開催してまいります。

今年度の福島支部総会・懇親会については、例年通り10月下旬の開催を予定しております。日程等が決定いたしましたら、御案内いたしますので

TEL 090-7321-9691 (携帯)



記念講演が行なわれました。深澤雄二さん（S55年）より講師の紹介があり、トッパン・フォームズ（株）専務取締役の坂田甲一さん（S56年）から、「労務担当30年」の講話で、長年、会社で労働問題に携わったなかでの、さまざまな出来事、苦労話をお伺いしました。人事労務の話は、一般には日頃あまり大きくできないこともあり、多くの方々ととって、大変面白く興味ある話でした。

その後、懇親会に移り、梶智史さん（H14年）と私の2人の司会で進行していきまし

た。開会の辞の後、前会長の庄司昊明さん（S25年）より、乾杯の音頭をとっていただき、立席の形で食事をとりながら、同窓生同士が各々懇親の輪を広げていきました。

安斎隆さん（S38年）、齋藤脩さん（S45年）、枝野幸男さん（S62年）、岩本和広さん（H4年）、伊藤由貴江さん（H24年）、岩本直樹さん（H24年）他、多数の方からスピーチをいただきました。

近年は女性の参加者も徐々に増え、若手の方々も多く集まるようになったように感じています。年に1回この機会にしか会えない仲間と話すのを楽しみにしている人も増えているのだらうと思います。

私は、今回も、先輩方に沢山ご助言いただき励ましていただきなどとして、東北大学法学部を卒業できて良かったなど改めて実感いたしました。

なお、平成28年の東京支部総会は、同窓会本部との合同開催となり、また、実施時

期が4か月早まり、7月1日（金）に、例年同様東京・学士会館で開催されます。（山下洋美 H14年）

大阪支部

大阪支部同窓会のご報告

江村 純子

平成28年1月22日（金）、毎年恒例の大阪支部同窓会がいつものアサヒスーパードライ梅田にて開催されました。受付開始の午後6時30分頃から次々とお集まりいただき、昭和35年卒の大先輩から平成23年卒のフレッシュな顔ぶれまで総勢40名のご出席となりました。

賑やかな談笑の輪が広がる中、藤田勝利大阪支部長のご挨拶により開会です。

仙台からは、今年も清水廣行同窓会本部事務局長が駆けつけ、東北大学の様子や同窓会の活動状況などをお話しくださいました。今回のトピックスは、東北大学が歴代最高得点での七大戦三連覇。お持ち

いただいた東北大学新聞の写真を見て、後輩たちの溢刺とした姿に感心するばかりでした。

次いで、近年新たな恒例となった先輩からの講話です。今回お話しいただいたのは、初参加の加藤好文先輩（昭和50年卒）です。加藤先輩は、関西では「京阪乗る人おけいはん」のCMで有名な京阪電鉄株式会社の代表取締役・CEO兼COO・執行役員社長でいらつしゃいます。京阪電車はその名のとおり大阪の中心部と京都を結ぶ通勤通学の要ですが、沿線には多くの見どころもあります。今回は、その見どころのうち神社にまつわるお話をさせていただきました。

喉も乾いてきたところで、鍛冶北視先輩（昭和36年卒）のご発声により乾杯です。

歓談をしながら、司会の土谷明同窓会幹事と平成21年卒の岩崎章浩さんの軽妙な掛け合いの下、参加者の方々の近況報告がなされました。毎年ご参加くださる方々の



益々お元気な様子や、多方面でご活躍なさっている諸先輩方の様子を拝見し、また、新しく参加してくださった若いメンバーのお話しを楽しく聞きながら、参加者皆大いに飲み、食べました。

初参加の萩本一郎先輩（昭和50年卒）が大阪倶楽部の常務理事とのお話の際には黒田京子幹事より「名物のタンシチューが美味しかった!」と

の聲が上がったり、佐々木育子先輩（平成5年卒）が平成28年度の奈良弁護士会会長に選任されたとのお話の際には大きな拍手が起こったりと、終始盛り上がりしました。

まだまだ話足りなくも時間はあつという間に過ぎ、締めは山本敏信先輩（昭和44年卒）の音頭による学生歌斉唱とエールです。「青葉燃ゆる…」と歌い出すと自然にキャンパスの記憶が甦るから不思議です。

最後に集合写真を撮影し、今年も盛況のうちにお開きとなりました。

来年は、平成29年1月20日（金）午後7時から、同じアサヒスーパードライ梅田にて行います。今年参加して下さった方はもちろん、今年も残念ながらご都合がつかなかった方や関西に引越してきたよという方も、是非来年ご参加下さい！幹事一同、心からお待ちしております。

【大阪支部連絡先】
大阪市北区西天満4-1-3-14
御影ビル2F

なのはな法律事務所 気付

法学部同窓会大阪支部

事務局長 野村剛司

（大阪支部幹事 平成7年卒）

広島支部

東北大学法学部同窓会 広島支部平成27年度総会

東北大学法学部同窓会広島支部の第9回総会は、平成27年6月6日（土）メルパルク広島において、3名の来賓を含む総勢23名の参加で開催されました。

桑江支部長の開会に続き、法学部同窓会長・平田武先生（東北大学法学研究科長・法学部長）より、ご挨拶をいただきました。

平田会長からは、東日本大震災から4年が経過した東北大学及び法科大学院の状況や川内キャンパスでの新講義棟の完成などのお話がありました。

続いて、清水事務局長から法学部同窓会の活動状況な



ど、昨年に引き続きご出席いただいた大阪支部の黒田京子さん（S35卒）から大阪支部の活動や同窓生の近況などのご報告をいただきました。

総会終了後、記念撮影を行いました。引き続き、懇親会を開催いたしました。

懇親会では、今田信明さん（S44卒）から、卒業当時の恩師の先生方に揮毫をお願いした色紙が回覧されました。小嶋和司先生、英米法の望月

禮二郎先生、労働法の外尾健一先生、行政法の柳瀬良幹先生、藤田宙靖先生、民事訴訟法の斎藤秀夫先生で、錚々たる先生方の個人的な筆使いが感じられ、また、私が受講させて頂いた先生方も多く、とても懐かしく感じました。

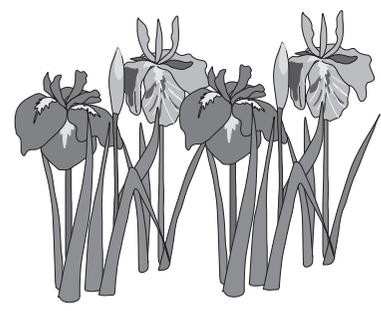
また、今回、初参加となったマツダOB加藤哲男さん（S38卒）から、マツダの北米工場の立ち上げ当時の全米自動車労組との交渉など、損害保険ジャパン日本興亜の倉林和人さん（S59卒）から、転勤で過ごされた各地の印象などのスピーチがありました。

懇親会も恒例の学生歌「青葉もゆるこのみちのく」で締めとなり、盛況のうちに総会・懇親会を終えることができました。

広島支部総会は、例年6月の広島島の浴衣まつりである「稲荷さん（とうかささん）」に併せて開催しております。より多くの方のご参加をお待ちしておりますので、広島や近県にお住まいの方、広島に転勤

益々お元気な様子や、多方面でご活躍なさっている諸先輩方の様子を拝見し、また、新しく参加してくださった若いメンバーのお話しを楽しく聞きながら、参加者皆大いに飲み、食べました。

初参加の萩本一郎先輩（昭和50年卒）が大阪倶楽部の常務理事とのお話の際には黒田京子幹事より「名物のタンシチューが美味しかった!」と



法科大学院部会

法科大学院部会総会報告

平成27年9月4日、東北大学法学部同窓会法科大学院部会（東北大学ロースクール同窓会）の総会、講演会及び懇親会が行われましたので、以下、ご報告いたします。

【第一部】総会（午後4時30分～午後5時）

冒頭、伊藤佑紀部会長の挨拶で総会が開会しました。

続いて、成瀬幸典法科大学院長よりご挨拶いただき、東北大学ロースクールの現況報告もなされました。

協議事項としては、東北大学ロースクール同窓会支部の立ち上げについて問題提起があり、地域ごとに幹事を決めて取りまとめをする、といった方法が提案され、引き続き幹事会で検討することとなりました。

その他、今後の同窓会総会の企画内容や時期等について、意見交換がされました。また、報告事項として、成

瀬院長より、「科目等履修生制度」についてお話があり、希望の講義内容や受講料等について意見を聞いていきたいとの話が述べられました。

また、三橋要一郎副部長より、秋法研究会の現状について報告がなされました。

最後に、三橋要一郎副部長より閉会の挨拶があり、総会は閉会しました。

【第二部】講演会（午後5時～午後6時30分）

総会終了後、河上正二東京大学教授（前第3次消費者委員会委員長、元東北大学ロースクール教授）より、「民法と消費者契約・約款法」とのテーマにより、講演をしていただきました。

河上先生からは、一般法である民法と特別法である消費者契約法との関係性や、民法改正案における問題、そして、契約における約款が持つ意味や合理性不合理性等について、消費者委員会委員長時代のお話も踏まえて、様々な観点からお話をしていただきました。

その上で、改めて消費者保護の重要性についてもご教示いただき、大変示唆に富む内容のご講義をいただきました。

【第三部】懇親会（午後7時～午後9時）

講演会終了後、アークホテル仙台青葉通りにて、懇親会が行われました。修了生、在校生及び教員の先生方合わせて約80名が参加され、交流を深めました。

同期会

35J会

35J 定例会

入学年度（昭和35年）に合わせて毎年3月5日に行う35J同期会は、今年はその定例日が土曜日であったため、3月4日に行いました。会場は昨年と同様、東京・浜松町の世界貿易センタービル39階の東京会館です。会場のパールのルームは窓越しに見下ろせる東側のレインボウブリッジから西側の東京タワーまでの大パノラマ、そして雲一つない好天といえは雰囲気は満点、パーティが楽しくないはずがありません。昼時の2時間があったという間に過ぎました。

今年の幹事は名簿の「た行」の者、そして参加者は31名でした。一昨年（南三陸町）の43名、昨年（東京）の42名に比べて大きな減少です。当初の参加申し出は39名でしたがパーティの10日ほど前から



40J会

40J入学50周年記念 同窓会

まとめて出席者全員に配布しているからです。

一関市から出席の阿部勝也君は病氣回復後元気に動けるようになったこと。仙台市から出席の池上武君は35J会の仙台版の活動の様子を。松田純司君は少なくとも毎週1回以上のゴルフを続行中であること。そして35J会の会長役である菊地一夫君は好きな写真撮影に相当の時間を割いている様子を。皆さんがユーモアたっぷり話を下さいました。

パーティの最終の部分は来年度の幹事当番になる「な行・は行」の出席者への幹事引継式で代表である早坂邦彦君から引き継いだ旨の決意の表明があり、そして記念の集合写真の撮影並びに鈴木守君のリードによる「青葉もゆる」を合唱し、来年の再開を誓い散会しました。

出席者全員の協力に「た行」幹事団、ただただ感謝でした。（執筆者：田村和久）

の輪の中でお互いの消息を確認、談笑し、また次の輪に移動する。次から次へと歓談の時間は止むことなく続きます。途中で数名にスピーチをお願いしました。今年のスピーチは、当初の出欠回答の際に「近況報告」を書かずに出席した方から話を頂戴しました。近況報告を書かれた方者であれ、「近況報告集」に

開会のあいさつは飯島君。5年程前から品川で在京有志による七夕会が開催されていた。今年2月銀座での新年会が殊のほか盛況だった。出席



者11名の間で「入学50周年を記念した同窓会をやろう」と云う話ごく自然に纏まり、今日に至ったと開催経緯が報告された。又七帝戦特に相撲大学の活躍ぶりが紹介された。乾杯の音頭は元応援団長の山本敏信君。議長までした古参の兵庫県議会議員である。

及ぶ北門食堂の同じ釜の飯を食った41名の友に笑顔で再会できたことは本当に嬉しい限りだと次回の再会も期し締め括った。

会は山本君のエルで学生歌を斉唱し御開きとなったが、時間の許す24名は54階の会場からB1階の二次会場に





norichannw@yahoo.co.jp (昭和47年卒)

回は2017年を予定)での開催となっています。このほかに仙台・大阪等では随時ミニ・プラマイ会も開催中。どうぞ未参加の朋は以下にアクセスを願います。ともに仙台の今昔を熱く語りましょう。世話人 和田義則

[会員の皆様へのお願い]

- 1、年会費(3000円)の振込は忘れないで前払の学生・特別会員を除く全員
2、「特別寄付金」の受付は、何時でもOKです卒業年・氏名・特別寄付金であることを明記願います
3、住所変更・死亡通知などは、出来るだけ早く本部事務局にて、原則として月・水・金の午前中受付(TEL・FAX・メールいずれでもOK)
4、同窓会の役員になり、積極的に協力する本部・支部・同期会・各種グループを問わない
5、同期会開催時は会報に投稿を(FAX・メールいずれでもOK)

Table with columns for graduation year (卒年), name (氏名), and date of birth (生年). Includes names like 宮原 雄策殿, 矢吹 恵殿, etc.

おくやみ

(平成二十七年に判明された方) (敬称略)

沖和のつどい (鎌倉中善会)

流れた。18時まで仙台の学生時代を夢のように語り合い、名残を惜しみつつ散会した。(魏持潤四郎 記)

「遅き日のつもりで 遠きむかし哉」(蕪村) 早いもので、この会も41回目となります。四月九日(土)北鎌倉界隈は、萌ゆる青葉に、さくらの舞い散るとても穏やかな日和でした。毎回ずつとご出席の方も90歳代の飯沼一之さん、阿部浩二さんを始めとして10余名、合計では、初参加の渡辺幸男さん(昭39)など28名でした。

きました。加えて、席上、法学部の現況、東日本大震災への学生の地道なボランティア活動のこと。また、日本人の文化的遺伝子と治安の統治機構のこと。内外、世の事象に対する共感能力の大切さ等示唆に富む講話もありました。徒老の私にも大いに知的好奇心をそそられるお話でした。薫習の役得とでも云うのでしょうか。



だった鬼録の友も偲びつつ一杯5人の旧寮生で唄いました。沖縄民謡の西城門節と農村小唄です。現下の沖縄問題もあり、感慨一入の学縁でもありました。 明年は四月八日(土)、諸兄弟の御清宴、再会を祈り、幹事長小野さん夫妻に感謝いたします。(文責 秋山嵩 昭36)

プラマイ会

49回プラマイ会開催される

昨年11月20日、恒例の定例会が件のホテルグランドアーク半蔵門6階の“和・なごみ”で開催をされた。場所はほぼ固定である。年2回の開催なので、今回で49回を数える。結婚記念日に例えらると金婚式まであと1回となった。参加者は13名であった。目指すは20名の大台だが、これがなかなか至難の技である。

17時45分から始め、乾杯の練習を繰り返し、18時15分に全員が揃った。開会の挨拶の後、しばらく歓談。順番はテーパーの端から始める。但し、仙台から駆けつけてくれた友人が最初。曰く、”時間無制限者”とか。65歳を機に現役は数えるほどになった。親の看取りの話が出る。一方で孫の話も出る。子息の司法試験合格の話もあった。現役時代の生々しい話もあり、時節柄のマンション理事長としての活躍の話も出ていた。旅行に、コース、山登り、ボランティアとそれなりに趣味を活かし、第二の人生を謳歌している様子が伺われる。東京をセカンドハウスにして函館に永住の朋もいる。それらをつまみに喧嘩譚々の議論が始まる。相変わらずだ。

かつて同じ時間・場所を共有した仲間が集まりだけのことはある。あつという間に2時間半の時間は経過。いつものように記念の集合写真を撮り、学生歌を歌い、エールの交換を行い、お開きとなった。二次会は同じホテルのラウンジ。有志で窓からの夜景を眺めながらリラックス。 次回は5月、まだ日は決めていないが、皆の都合を確かめた上、決めたいと思っっている。金曜日は除いて欲しいとの要望もある。 この会は昭和43年入学か昭和47年卒業の仲間たちであれば誰でも入れます。年2回は東京で、5年ごとに仙台(次



謹んでご冥福をお祈りいたします。

H 27 2	H 26 5	H 27 4	H 26 2	H 27 4	H 21 4	H 26 10	H 27 2	H 27 4	H 27 4
中川	中山	馬場	根本	江目	管野	酒井	富樫	中鉢	秋澤
良延殿	卓巳殿	一郎殿	勝則殿	昭殿	徳郎殿	俊博殿	亮一殿	龍範殿	信禎殿
S 31	H 1	S 50	S 47	S 45	S 45	S 43	S 41	S 41	S 41
(修)	3	3	3	3	3	3	3	3	3

編集後記

○世間では文系学部縮小論が取りざたされた一年でしたが、本学においてはそうした問題もなく、今年も元気に174名の新入生(内女子64名)を迎えました。最近の学生気質なのか、年次同期のまとまりが今一つ足りないように感じていますが、おおいに皆さんで群れあつて一生のお付き合いのスタートとなる絆を強めていただきたいと思えます。

○昨年の会則改正を踏まえて同窓会総会を従来の11月から7月初旬に繰り上げることにしました。それに伴つて「会報」の発行も6月初旬にお手元に届くよう早めました。ご執筆の皆様のご協力に感謝します。昨年からは活字を大きくしたことで、読みやすくなったとの声に励まされております。今後この時期に発行できるように編集作業を進めてまいります。

○自主ゼミ「Negotiator」が昨年の国内大会で日本代表

の栄誉を勝ち取りました。会員だよりの報告をご覧ください。スイスへ出向くお二人は今春卒業され社会人一年生、一人は早速休暇を取得して、一人は秋入社ということで7月世界大会に参加します。ご健闘を念じています。

○同じく会員だよりのコングからの田辺さんの投稿にも、軽薄に流れがちな現代の風潮が述べられてます。マスコミだけの問題ではないと考えさせられる内容です。

○安保法制をめぐる議論に明け暮れた一年、皆様にもいろいろと意見があるろうかと思えます。こうした中、藤田宙靖先生が「自治研究」(第九十二巻第二号・平成二十八年二月号)に寄せられた論考(覚え書き―集団的自衛権の行使容認を巡る違憲論議について)は議論の根源にさかのぼるものとして皆様にも折りがあればお目通しいただきたいと思えます。

○地下鉄東西線開通が昨年十二月、東北大学キャンパスを巡るアクセスは大幅に

改善されました。居住の選択幅が拡大して学生の行動パターンにも大きく影響を及ぼしています。冬の大雪の日にはそのありがたみを身近に感じる事が出来ました。仙台へおいでの折ちよつと足を延ばされてキャンパスへ立ち寄りられてはいかがでしょう。

○今号から、毎年変化する就職戦線の中で新卒会員の皆さんがどのようなところに進んでいるのか、教務掛から情報を提供頂き卒業時の就職動向の概要を掲載することにしました。個別企業名等を見るとカタカナ企業が増え一見どんな会社かよくわかりません。これが時代の流れなのでしょう。

○会費の納入率がなかなか上がりません。コンビ二扱いを求める声もあるのですが、経費の増大を考えると踏み切れません。とりあえず今年銀行口座振り込みを試行することにしました。せめてあと百五十名以上増えるようになればコンビ二扱い本格検討も視野に入つて来ます。

平成27年度 卒年別 会費納入会員数

卒年	昭16	17	18	19	21	22	23	24	25	26	27	旧28	新28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41
会員数	2	1	1	3	2	2	7	1	1	3	10	10	19	26	21	28	33	26	38	49	50	31	33	51	18	22
卒年	昭42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	平1	2	3	4
会員数	18	42	30	27	29	30	34	23	33	19	28	12	29	23	25	14	22	14	12	17	15	14	13	11	20	13
卒年	平5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	院卒	新院生	新学生
会員数	7	11	4	5	10	8	11	7	5	4	5	10	6	5	3	7	2	4	5	4	3	10	21	25	120	

※「院」…全ての大学院卒業・修了者を対象

合計
1380